

佐賀県告示第三百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年十月二十九日から平成二十二年十月二十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十九日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 伊万里山内線	伊万里市立花町字円造寺三八四九番 二地先から 伊万里市大川内町字五本椿二丙二三 六六番一地先まで	平成二二・一〇・二九